

下記の業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和5年8月25日

静岡県公営企業管理者

企業局長 木野 雅弘

## 1 業務概要

### (1) 業務名

ふじさん工業用水道に係る浄水発生土有効利用事業

### (2) 業務目的

現在、ふじさん工業用水道の厚原浄水場で発生する浄水発生土は産業廃棄物として処理されているが、近年の自然災害の激甚化等の影響も受けて、水源となる河川の濁度の上昇頻度が増加傾向にあり、工業用水道の運営・維持管理費を構成する産業廃棄物処理費が増加している。

これを受けて、静岡県企業局は、民間の活力や創意工夫を生かし、本業務を実施することにより、有効利用土の製造施設（以下、「本施設」という。）を整備し、浄水発生土の有効利用を行うことで、工業用水道の運営・維持管理費の削減を図るものである。

### (3) 業務内容

受託事業者が行う業務は以下のとおりとし、その詳細は要求水準書に定めるとおりとする。なお、公募にあたり開示する要求水準書（案）は、受託事業者が提出した企画提案書を基に、県と協議の上、要求水準書として最終化するものとする。

#### ア 本施設の設計・施工業務

工事請負事業者は、本施設の設計、施工、施工管理等を行う。

#### イ 本施設の運営・維持管理業務

運営・維持管理事業者は、本施設の運営・維持管理を行い、県の指示に基づき、有効利用土の製造を行う。

#### ウ 有効利用業務

有効利用事業者は、有効利用土を県より有償で購入し、浄水発生土の有効利用を行う。また、有効利用事業者は、逆有償となる有効利用土の収集・運搬に係る産業廃棄物収集・運搬許可業者の探索について県を支援すること。

### (4) 業務場所

静岡県富士市厚原1111 厚原浄水場

### (5) 業務期間

契約日から令和22年3月31日まで

### (6) 契約限度額

958,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 2 応募者の構成要件

(1) 応募者は、構成企業から構成されるものとする。

(2) 応募者は構成企業のうち、設計・施工業務又は運営・維持管理業務を担う者の中から代表企業を定

め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

- (3) 応募者は設計・施工業務を行う企業を構成企業として定めることとする。なお、当該構成企業は有効利用事業者又は有効利用事業者から有効利用土を譲り受ける者となることはできない。
- (4) 応募者は運営・維持管理業務を行う企業を構成企業として定めることとする。なお、当該構成企業は有効利用事業者又は有効利用事業者から有効利用土を譲り受ける者となることはできない。
- (5) 応募者は、有効利用業務を行う企業を構成企業として定めることとする。なお、当該構成企業は工事請負事業者及び運営・維持管理事業者を兼ねることはできない。
- (6) 応募者は、応募に際して、構成企業のそれぞれが本業務の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (7) 代表企業、構成企業の変更は原則認めない。ただし、特段の事情があると県が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

### 3 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (4) 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 提案書提出期限の日から優先交渉権者の決定までの期間に、県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けている者でないこと。
- (6) 応募者は、県が発注した本業務のアドバイザー業務の受託者及びその協力会社である、株式会社日

本総合研究所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) 上記(6)に定める者を本業務の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

#### 4 応募者の役割に応じて求められる要件

##### (1) 本施設の設計・施工業務を行う者の要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく土木工事業及び造園工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

イ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事及び造園工事に係る認定を受けた者であること。

ウ 3か月以上の雇用関係を有する者を設計業務における管理技術者として配置できること。

エ 3か月以上の雇用関係を有する者を設計業務における照査技術者として配置できること。なお、管理技術者との兼務は認めない。

オ 3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として配置できること。

##### (2) 本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

ア 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の「4 設備保守管理（23）給排水設備（水処理施設を含む）」の認定を受けた者であること。

イ 類似業務の受注実績を有すること。なお、元請での実績であることは要さない。

ウ 官公庁から、浄水発生土から有価物である人工植栽土壌等の製造を受託した実績を有すること。本施設の運営・維持管理業務を担う構成企業が複数の場合には、いずれか1社が満たすことで良い。

エ 3か月以上の雇用関係を有し、かつ類似業務の経験を有する者を総括責任者として配置できること。

##### (3) 有効利用業務を行う者の要件

ア 官公庁から、浄水発生土から製造された有価物である人工植栽土壌等を購入した実績を有すること。有効利用業務を担う構成企業が複数の場合には、全ての企業が満たすこと。

イ 上記(1)本施設の設計・施工業務を行う者及び(2)本施設の運営・維持管理業務を行う者とは別法人であること。

#### 5 選定基準等

提出された企画提案書の内容と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 6 手続等

##### (1) 担当部局

〒421-3306 静岡県富士市中之郷2100

静岡県企業局東部事務所総務課

電話：0545-81-1360 FAX：0545-81-1402 E-mail：kigyuu-tobu@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 企画提案募集要項等の配布

ア 配布期間

令和5年8月25日（金）から令和5年9月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（静岡県企業局ホームページ上では、令和5年8月25日（金）午前9時から令和5年9月25日（月）午後5時まで）

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県企業局ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/kogvayosui/1040824/1040831/1054342/1056400/index.html>)

(3) 参加表明書等の受付

ア 提出書類 参加表明書及び参加資格確認書類

イ 提出期限 令和5年9月26日（火）午後5時まで 持参、郵送、電子メールのいずれか

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

(4) 参加資格の確認結果の通知

令和5年10月6日（金）までに郵送により通知する。

(5) 企画提案書の受付（上記(4)の参加資格確認審査通過者のみ）

ア 提出書類 企画提案書

イ 提出期限 令和5年10月24日（火）午後5時まで 持参、郵送、電子メールのいずれか

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

(6) 審査

プレゼンテーションの実施日時は企画提案書の提出者に個別に通知する。

7 その他

(1) 詳細は募集要項等による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県企業局東部事務所総務課（電話番号0545-81-1360）とする。

8 Summary

(1) Nature of Services Required:

Design, build, operation and maintenance of the facilities for producing soil made from dehydrated sludge discharged from the Atsuhara Water Purification Plant, Public Enterprise Bureau, Shizuoka Prefectural Government  
Purchasing the said soil

(2) Submission Deadline:

Mail submissions must be received by 5:00 p.m. on Tuesday, October 24, 2023.

(3) Contact:

Enterprise Bureau Tobu Office, Shizuoka Prefectural Government  
2100 Nakanogo, Fuji City, Shizuoka Prefecture, Japan  
Phone: 0545-81-1360(domestic) 81-545-81-1360 (international)